明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法人番号の指定等に関する省令（財務七〇）　一
○特許法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四〇）　二

〔告　示〕

○平成二十五年総務省告示第三百二十九号の一部を訂正する件（総務二六八）　二
○平成二十五年総務省告示第三百七十三号の一部を訂正する件（同二六九）　三
○ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務二七一）　三
○コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二七二）　三
○チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二七三）　三
○中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二七四）　三
○南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二七五）　三
○レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二七六）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一〇八八、一〇八九）　四
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通七八七）　四
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七八八）　六
○自動車の型式を指定した件（同七八九～八〇三）　六
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同八〇四～八〇六）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三二一）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一四六～一四八）　八
○道路に関する件（北海道開発局一一三）　八

〔人事異動〕

内閣　外務省　農林水産省　林野庁　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

公聴会
電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省）　九

〔公　告〕

諸事項
官庁
押収物還付、有権者申出方、社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、承認援助関係　二
特殊法人等
企業年金基金清算人退任・清算結了関係　三〇
会社その他

省　令

○財務省令第七十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五十八条第二項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十五条第一項及び第三項、第三十八条、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定に基づき、法人番号の指定等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十二日

財務大臣　麻生　太郎

法人番号の指定等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（検査用数字を算出する算式）

第二条　令第三十五条第一項に規定する財務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

算式

$$9-\left(\sum_{n=1}^{12} Pn\times Qn \text{を9で除した余り}\right)$$

算式の符号

Pn　令第三十五条第一項に規定する基礎番号の最下位の桁を1桁目としたときのn桁目の数字

Qn　nが奇数のとき　1、nが偶数のとき　2

（設立登記法人以外の者の基礎番号）

第三条　令第三十五条第三項に規定する財務省令で定める方法は、他のいずれの法人番号を構成する同条第一項に規定する基礎番号及びいずれの会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）とも異なるものであって、国の機関、地方公共団体、設立登記法人及びこれら以外の者を区分して識別することができるような十二桁の番号を電子計算機及びプログラムを用いて算出する方法とする。